

2025年（令和7年）2月28日

指名業者のみなさまへ

福 山 市 長
（建設局建設管理部建設政策課契約担当）

道路等の除草業務に係る最低制限価格の見直しについて（お知らせ）

本市行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、2025年度（令和7年度）から委託する道路等の除草業務の入札について、次のとおり見直しをすることとしましたので、お知らせします。

1 見直し内容

最低制限価格の基準価格について、市が積算した業務費の内訳のうち、諸経費に乘じる割合を改正します。

【 改 正 後 】 ※下線部分が改正箇所。

基 準 価 格 算 定 式	直接業務費＋共通仮設費（安全費の積上分）＋諸経費× <u>50%</u>
------------------	--------------------------------------

※諸経費とは、共通仮設費（安全費の積上分を除く。）、現場管理費及び一般管理費を合計したもの。

2 実施期日

2025年（令和7年）3月1日以降に入札公告等を行う案件から適用します。